第二十七条の十六　法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第二項	都道府県知事は	市町村長は
前項	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号又は第十三号
第二十一条の五の十五第二項第二号	障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所（第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
第二十一条の五の十八第一項	第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令	第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令
第二十一条の五の十五第二項第三号	第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準
	障害児通所支援事業	障害児相談支援事業
第二十一条の五の十五第二項第六号	第二十一条の五の二十三第一項の	第二十四条の三十六の
	障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所
	指定障害児通所支援事業者の	指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児相談支援事業者
第二十一条の五の十五第二項第七号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	指定障害児通所支援事業者	指定障害児相談支援事業者
第二十一条の五の十五第二項第九号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の三十二第二項
第二十一条の五の十五第二項第十号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十四条の三十四第一項
	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	都道府県知事	市町村長

第二十七条の十七　法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の二十において同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十八　法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項	総合的に障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者	指定障害児相談支援事業者
第二十四条の二十八第一項	都道府県知事は	市町村長は
	前項	第二十四条の二十九第四項において準用する第二十四条の二十一第一項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第二号	障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所（第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号又は第十三号
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第三号	第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準
	第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例	第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号	第二十一条の五の二十三第一項の	第二十四条の三十六の
	障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所
	指定障害児通所支援事業者の	指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児相談支援事業者
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第七号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	指定障害児通所支援事業者	指定障害児相談支援事業者
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第九号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の三十二第二項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十四条の三十四第一項
	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の三十六
	都道府県知事	市町村長

第二十一条の五の十九第二項	障害児通所支援	障害児相談支援
第二十一条の五の十五第二項第十二号	第四号から第六号まで又は第九号から前号まで	第五号、第六号、第九号、第十号又は前号
第二十一条の五の十五第二項第十三号	障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所
第二十四条の三十二第二項	第二十一条の五の十八第一項	第二十四条の三十一第一項